

「ぎふ婚活サポーター」登録制度 実施要項

(目的)

第1条 結婚を希望する独身者への支援に県全体で取り組むため、地域での結婚相談やイベント情報の提供などの婚活サポート体制の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 ぎふ婚活サポーター（以下「サポーター」という。）とは、以下の活動をボランティアで行う者を言う。

- (1) 独身者からの出会いや結婚に関する相談・仲介（お見合いのお世話を含む）
- (2) 県や市町村が実施するお見合いイベントの介添え
- (3) 県や市町村の結婚支援事業に関する情報提供

(サポーターの対象者)

第3条 サポーターの対象者は、以下の要件を満たす者のうち、登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）とする。

- (1) 県内在住又は在勤であり、ボランティアとして結婚支援活動を行える20歳以上の者。
- (2) 活動にあたり、以下の事項を遵守できる者。
 - ア 活動をボランティアとして行うこと。
 - イ 活動上知り得た情報等を他へ漏えいしないこと。
 - ウ 地位を利用し、またはその活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動など、サポーター活動以外の活動を行わないこと。
 - エ 現在、暴力団員等に該当しておらず、かつサポーターに登録されている間も該当しないこと。

(登録手続)

第4条 登録希望者は、「ぎふ婚活サポーター登録申込書」（別紙様式1）、「誓約書」（別紙様式2）及び本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）を県へ提出するものとする。

2 県は、前項の登録希望者に対し研修を実施し、本事業の目的及び事業内容について十分理解した者をサポーターとして認定し、登録証（別紙様式3）を交付する。

(登録期間)

第5条 サポーターの登録期間は1年間とする。ただし、初回登録者は登録の日から登録年度末日までとする。

2 サポーターの登録は、本人が希望した場合、引き続き1年ごと延長して登録することができる。

(登録内容の変更および辞退)

第6条 サポーターの登録内容の変更、または登録の辞退を希望する者は、「ぎふ婚活サポーター変更・辞退届」（別紙様式4）を県へ提出するものとする。

2 県は、内容を確認後、登録内容の変更および削除を行う。

(登録の取消し)

第7条 次の行為があった場合は、県はサポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 本要項に反する行為があったと認められる場合
- (2) 誓約書に掲げる事項に反した場合、または虚偽の申告等が判明した場合

(3) 上記にかかわらず、社会的信用を損なう恐れがある等、サポーターとして不適切な行為があったと認められる場合

2 前項の場合において、サポーターは速やかに登録証を返還しなければならない。

(登録事項の情報提供)

第8条 県は、サポーター登録者情報を、必要に応じて市町村に提供するものとする。

(活動報告書の提出)

第9条 サポーターは、県からの求めに応じ、活動報告書(別紙様式5)を速やかに提出しなければならない。

2 サポーターから前項の活動報告書が提出された場合は、第5条第2項のサポーター登録の希望があったものとみなす。

(留意事項)

第10条 サポーターが活動を行うにあたり、サポーター及びサポート依頼者(以下「依頼者」という。)間で取り決めた条件の不履行等により双方が損害を被らないよう配慮しなければならない。

また、県は活動に関し一切の責任を負わないものとする。

2 事故等が発生した場合は、当事者間の責任において誠意を持って解決にあたるものとする。

3 サポーターの活動には、報酬、費用弁償等の経費を支給しない。

4 相談者に対し、報酬謝礼等を求めてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 県、サポーター及び依頼者は、岐阜県個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 県は、保有情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 サポーターは、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、サポーター登録制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年1月1日から施行する。